

テーマ

1 児童相談所の体制強化策

背景と経緯

- これまで、児童福祉司や児童心理司を増員するとともに、専門職を配置するなど、児童相談所の相談支援体制を強化
- 都の児童相談所における相談件数は、平成30年度41,512件で過去最多。
- 先般、都内で虐待により幼い命が奪われる痛ましい事件も発生しており、児童虐待の防止に向けた取組が急務
- 平成30年9月、都は、児童相談所の体制強化等を含む「児童相談体制の強化に向けた緊急対策」を発表
- 国は、平成30年12月に発表した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」において、人口3万人に対して1人以上の児童福祉司の配置、児童福祉司2人に対して1人の児童心理司の配置のほか、児童相談所における法的対応体制の強化を求めている。

論点 児童相談所における人材の確保及び育成について

現状と課題

- 平成31年4月現在、令和4年度までに満たすべき、政令に基づく配置基準に対して、児童福祉司が約180人、児童心理司が約110人不足（児童相談所設置予定の3区を除く）
- 児童相談所の虐待対応件数は、5年前に比べて3倍に増加し、児童福祉司1人当たりの虐待対応件数は年々増加
- 経験年数2年以下の職員が、児童福祉司・児童心理司ともに約5割となり、経験が浅い職員が増加
- 複雑で判断の難しい事例の増加により、スーパーバイザー・基幹的職員の役割が重要
- 困難な虐待事例における法律上の問題に的確に対応が必要。各児童相談所に配置する非常勤弁護士や協力弁護士が、法的な見地から助言・指導

今後の方向性

- 児童福祉司・児童心理司の更なる増員とともに、民間企業経験者等からの採用や、専門性をもった人材の任期付採用など、多様な採用方法により人材を確保
- 児童福祉司等の業務補助職員の拡充やテレビ会議システムの設置、モバイル端末の児童相談所への先行配備等により、事務負担を軽減
- 経験が浅い児童福祉司が、判断の難しい事例にも的確な対応ができるよう、知識や経験が豊富な児童福祉司OBを活用した個別指導や、実践的な研修など研修プログラムを充実
- 専門課長の配置をさらに進め、スーパーバイズ機能を強化
- 非常勤弁護士や協力弁護士の取組を検証し、日常的に弁護士に相談できる体制の整備を促進
- 弁護士に求める役割の検討や常勤弁護士の配置について検証